

《出席停止の感染症一覧表》

- ・これらの感染症またはその疑いがある場合は、学校保健安全法第9条に基づき出席停止となります。
必ず受診し幼稚園へ連絡をしてください。
- ・インフルエンザとコロナウイルス感染症は医師の指示に従い“療養証明書”に保護者が記入していただき、“療養証明書”提出とともに通園許可となります。それ以外の感染症については医療機関にて“出席停止用紙”に記入をしていただき、“出席停止用紙”提出とともに通園許可となります。
- ※“出席停止用紙”と“療養証明書”はさくら幼稚園ホームページにてダウンロードできます。
- ・●印は感染力が強いので家族が感染した際にもお休みのご協力をしていただく感染症です。
- ・感染性胃腸炎やマイコプラズマ肺炎等の出席停止期間が定められていない感染症については、病院にかかった際、いつから登園してよいかを医師に確認してください。

病名	潜伏期間	症状	出席停止期間
●インフルエンザ	1~2日	悪寒・高熱・頭痛 全身のだるさ	発症後5日かつ解熱日を0日とし、後2日を経過するまで
●新型コロナ感染症			発症した後 5 日を経過し、かつ、症状軽快した日を0日とし、後1日を経過していること
●麻疹(はしか)	9~12日	発熱・咳・鼻水・結膜炎・コプリック斑	解熱後3日を経過するまで
●流行性耳下腺炎(おたふく)	14~21日	耳下腺の腫れ・微熱	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
●風疹(三日はしか)	14~21日	発熱・紅い発疹	紅い発疹が消失するまで
●水痘(みずぼうそう)	14~21日	発疹 (紅い発疹→水疱)	全ての水疱が痂皮化するまで
●咽頭結膜熱・アデノウイルス感染症(プール熱)	5~6日	高熱・咽頭の発赤 咳・鼻水・結膜炎	主要症状が消退した後、2日間を過ぎるまで
流行性結膜炎・はやり目	一週間以上	結膜炎・発熱・※プール熱と似ている	医師の診断による
溶連菌感染症	2~7日	発熱・扁桃腺の発赤 リンパの腫れ・苺舌	医師の診断による
手足口病	2~7日	手足口の水疱・発赤	医師の診断による
伝染性紅斑(りんご病)	17~18日	頬の赤み・手足の発赤	医師の診断による
●感染性胃腸炎(ウイルス性)	1~3日	嘔吐・下痢	医師の診断による
マイコプラズマ肺炎	2~3週間	発熱・咳・発疹	医師の診断による
ヘルパンギーナ	2~7日	発熱・のどの痛み	医師の診断による
結核	一様ではない	発熱・咳	感染の恐れがなくなると診断されるまで
百日咳	6~15日	特有な咳(コンコン・ヒュー)が続く	特有な咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
※しらみ		頭髮部のかゆみ	出停の措置はなし。駆除を開始している
※伝染性軟属腫(水いぼ)		水疱	出停の措置はなし。浸出液が出ているときは被覆し、他人へ感染の恐れがない状態であり、幼稚園生活に支障がないか園に相談する
※伝染性膿痂疹(とびひ)		皮膚に化膿性の湿疹	

病院にかかった際に、いつから登園してよいか確認してください。

